

つくばの住宅ローンに

保険料負担
なしで

くらしのあんしん補償をプラス!



<つくば>住宅ローン付帯交通事故傷害保険【概要】

- 交通事故等により、死亡・後遺障害を負った場合に最大100万円をお支払します。
保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。
- お支払いする保険金の種類は、死亡保険金・後遺障害保険金となります。

当行所定の住宅ローンをお借り入れする場合に、当行が契約者、お客さまを被保険者とする契約を締結します。
保険料については当行にて負担いたします。

保険種目 交通事故傷害保険

保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

代理店 関友商事株式会社 茨城県土浦市富士崎1-1-9 ☎029-822-7780

対象期間 住宅ローンの融資実行日より5年間（住宅ローンお取引期間中に限ります）

補償内容 死亡・後遺障害 100万円

被保険者 当行所定の住宅ローンの借り入れをするお客さま

（債務者ご本人さまのみが補償の対象となります。また、債務者が複数の場合は主たる債務者のみが補償の対象となります。）

詳しくはお近くの窓口または「すまいるプラザ」までお気軽にご相談ください。

<http://www.tsukubabank.co.jp/>